

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年5月25日

【会社名】 株式会社ハーツユナイテッドグループ

【英訳名】 Hearts United Group Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO 宮澤 栄一

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号

【電話番号】 03(6406)0081

【事務連絡者氏名】 取締役 CFO 風間 啓哉

【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号

【電話番号】 03(6406)0081

【事務連絡者氏名】 取締役 CFO 風間 啓哉

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権付社債

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 1,017,200,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

(1)平成28年5月25日付で当社連結において減損損失及び当社単体において貸倒引当金繰入額を計上することとしたために、同日付で関東財務局長に金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を提出したことによりこれを有価証券届出書の参照書類に追加すること、(2)当該減損損失の計上に伴い、平成28年3月期決算短信の訂正をしたことにより、平成28年5月13日付で提出した有価証券届出書の添付書類のうち、連結業績の概要を訂正すること、(3)これらの訂正により、当該有価証券届出書の届出の効力発生日が延期され、払込期日を平成28年5月30日から同年6月9日に変更することとなり、これに伴って償還期限や新株予約権の行使期間などを変更するために当社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行要項の一部を変更し、これに係る取締役会議事録を添付書類として追加すること、及び(4)(3)に伴い、証券情報等の関連する事項を訂正する、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行新株予約権付社債
 - 3 新規発行による手取金の使途
- (2) 手取金の使途

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

(添付書類の差し替え)

平成28年5月25日付で平成28年3月期決算短信の訂正をしたことに伴い、平成28年5月13日付で提出した有価証券届出書に添付した「平成28年3月期(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)の連結業績の概要」を差し替えます。

(添付書類の追加)

「(臨時)取締役会議事録」

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権付社債】

(訂正前)

< 前略 >	< 前略 >
償還期限	平成33年 5月28日
償還の方法	<p>1. 償還金額 額面100円につき金100円。ただし、繰上償還する場合は本欄2(2)乃至(3)に定める金額による。</p> <p>2. 償還の方法及び期限 (1) 本社は、平成33年 5月28日(以下「償還期限」という。)にその総額を償還する。 (2) 当社は、平成30年 5月30日以降、平成33年 5月27日までの期間、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者(以下「本債権者」という。)に対して、償還すべき日(償還期限より前の日とする。)の2週間以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、以下に記載の割合を残存する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額に乗じた金額で繰上償還することができる。 平成30年 5月30日から平成31年 5月29日までの期間： 101.5% 平成31年 5月30日から平成32年 5月29日までの期間： 103.0% 平成32年 5月30日から平成33年 5月27日までの期間： 104.5% (3) 本債権者は、本新株予約権付社債の発行後、平成33年 5月27日までの期間、その選択により、償還すべき日の15営業日前までに事前通知を行った上で、当該通知により指定した償還日(償還期限より前の日とする。)に、以下に記載の割合をその保有する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額に乗じた金額で繰上償還することを当社に請求する権利を有する。 平成28年 5月30日から平成30年 5月29日までの期間： 105.0% 平成30年 5月30日から平成33年 5月27日までの期間： 100.0% (4) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 笹塚支店</p>
< 中略 >	< 中略 >
申込期間	平成28年 5月30日
< 中略 >	< 中略 >
払込期日	平成28年 5月30日 本新株予約権の割当日も同日とする。

< 中略 >

(注) 7. 本新株予約権の行使指示

当社は、割当予定先の業務執行組合員である株式会社ウィズ・パートナーズ(以下「ウィズ・パートナーズ」という。)との間で、本新株予約権付社債に関する投資契約(以下「本投資契約」という。)を締結し、以下のとおり合意する。

- (1) 当社は、平成30年 5月30日以降、本新株予約権の行使期間における最終営業日から2営業日前までの期間いつでも、ウィズ・パートナーズに対して、行使指示日(以下に定義する。)に先立つ10連続取引日(行使指示日を含み、終値のない日が当該期間内にあった場合には、当該日を除いた10取引日。

< 中略 >

8. 繰上償還に関するその他の合意事項

- (1) ウィズ・パートナーズ及び割当予定先は、別記「償還の方法」欄2(3)の規定にかかわらず、本新株予約権付社債の払込期日以降、平成30年5月29日まで(当日を含む。)の間は、(i)以下の 乃至 及び 乃至 のいずれかの事項が決定若しくは承認された場合、又は()以下の の事項が発生した場合に限って、当社に対し別記「償還の方法」欄2(3)の規定に基づく本新株予約権付社債の繰上償還の請求を行うことができるものとする。

< 中略 >

- (2) 平成30年5月30日以降、いつでも、ウィズ・パートナーズは当社に対して書面をもって通知することにより、割当予定先が保有する残存する本新株予約権付社債の全部又は一部を、別記「償還の方法」欄2(3)の規定に基づき繰上償還するよう当社に請求することができる。

< 中略 >

新株予約権の行使期間	平成28年5月30日から平成33年5月27日までとする。 ただし、 当社の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日まで、 期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時まで、 本社債権者の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日までとする。上記いずれの場合も、平成33年5月28日以降に本新株予約権を行使することはできない。
------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >	< 前略 >
償還期限	平成33年6月8日
償還の方法	<p>1. 償還金額 額面100円につき金100円。ただし、繰上償還する場合は本欄2(2)乃至(3)に定める金額による。</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債は、平成33年6月8日(以下「償還期限」という。)にその総額を償還する。</p> <p>(2) 当社は、平成30年6月9日以降、平成33年6月7日までの期間、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者(以下「本社債権者」という。)に対して、償還すべき日(償還期限より前の日とする。)の2週間以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、以下に記載の割合を残存する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額に乗じた金額で繰上償還することができる。</p> <p style="padding-left: 2em;">平成30年6月9日から平成31年6月8日までの期間： 101.5%</p> <p style="padding-left: 2em;">平成31年6月9日から平成32年6月8日までの期間： 103.0%</p> <p style="padding-left: 2em;">平成32年6月9日から平成33年6月7日までの期間： 104.5%</p> <p>(3) 本社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、平成33年6月7日までの期間、その選択により、償還すべき日の15営業日前までに事前通知を行った上で、当該通知により指定した償還日(償還期限より前の日とする。)に、以下に記載の割合をその保有する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額に乗じた金額で繰上償還することを当社に請求する権利を有する。</p> <p style="padding-left: 2em;">平成28年6月9日から平成30年6月8日までの期間： 105.0%</p> <p style="padding-left: 2em;">平成30年6月9日から平成33年6月7日までの期間： 100.0%</p> <p>(4) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 笹塚支店</p>
< 中略 >	< 中略 >
申込期間	平成28年6月9日
< 中略 >	< 中略 >
払込期日	平成28年6月9日 本新株予約権の割当日も同日とする。

< 中略 >

(注) 7. 本新株予約権の行使指示

当社は、割当予定先の業務執行組合員である株式会社ウィズ・パートナーズ(以下「ウィズ・パートナーズ」という。)との間で、本新株予約権付社債に関する投資契約(以下「本投資契約」という。)を締結し、以下のとおり合意する。

- (1) 当社は、平成30年6月9日以降、本新株予約権の行使期間における最終営業日から2営業日前までの期間いつでも、ウィズ・パートナーズに対して、行使指示日(以下に定義する。)に先立つ10連続取引日(行使指示日を含み、終値のない日が当該期間内にあった場合には、当該日を除いた10取引日。

< 中略 >

8. 繰上償還に関するその他の合意事項

- (1) ウィズ・パートナーズ及び割当予定先は、別記「償還の方法」欄2(3)の規定にかかわらず、本新株予約権付社債の払込期日以降、平成30年6月8日まで(当日を含む。)の間は、(i)以下の乃至及び乃至のいずれかの事項が決定若しくは承認された場合、又は()以下のの事項が発生した場合に限って、当社に対し別記「償還の方法」欄2(3)の規定に基づく本新株予約権付社債の繰上償還の請求を行うことができるものとする。

< 中略 >

- (2) 平成30年6月9日以降、いつでも、ウィズ・パートナーズは当社に対して書面をもって通知することにより、割当予定先が保有する残存する本新株予約権付社債の全部又は一部を、別記「償還の方法」欄2(3)の規定に基づき繰上償還するよう当社に請求することができる。

< 中略 >

新株予約権の行使期間	平成28年6月9日から平成33年6月7日までとする。 ただし、 当社の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日まで、 期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時まで、 本社債権者の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日までとする。上記いずれの場合も、平成33年6月8日以降に本新株予約権を行使することはできない。
------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

< 後略 >

3 【新規発行による手取金の使途】

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

< 前略 >

< 当社のニーズに応じ、配慮した点 >

< 中略 >

資本政策の柔軟性

- ・ 平成30年5月30日以降は、当社の資金繰り、ウイズ・グループとの「中国におけるゲームデバッグ事業」等における協業の見直し等の状況に応じて、当社の判断により残存している本新株予約権付社債の全部又は一部を繰上償還することが可能であり、資本政策の柔軟性を一定程度確保できます。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

< 当社のニーズに応じ、配慮した点 >

< 中略 >

資本政策の柔軟性

- ・ 平成30年6月9日以降は、当社の資金繰り、ウイズ・グループとの「中国におけるゲームデバッグ事業」等における協業の見直し等の状況に応じて、当社の判断により残存している本新株予約権付社債の全部又は一部を繰上償還することが可能であり、資本政策の柔軟性を一定程度確保できます。

< 後略 >

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

(訂正前)

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第2期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)平成27年6月25日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第3期第1四半期(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)平成27年8月10日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第3期第2四半期(自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日)平成27年11月9日関東財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第3期第3四半期(自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日)平成28年2月12日関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成28年5月13日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を、平成27年6月26日に関東財務局長に提出

6 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成28年5月13日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を、平成27年10月23日に関東財務局長に提出

(訂正後)

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第2期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)平成27年6月25日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第3期第1四半期(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)平成27年8月10日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第3期第2四半期(自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日)平成27年11月9日関東財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第3期第3四半期(自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日)平成28年2月12日関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成28年5月25日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を、平成27年6月26日に関東財務局長に提出

6 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成28年5月25日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を、平成27年10月23日に関東財務局長に提出

7 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成28年5月25日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を、平成28年5月25日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

(訂正前)

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成28年5月13日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本届出書提出日(平成28年5月13日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

(訂正後)

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成28年5月25日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成28年5月25日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。